

令和元年度 加賀野地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月23日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
1	<p>加賀野地区活動センターの建て替え及び加賀野児童・老人福祉センターの大規模修繕について</p> <p>市の公共施設保有最適化・長寿命化中期計画によると、加賀野地区活動センターの建て替えは平成28～33年度、加賀野児童・老人福祉センターの大規模修繕が平成34～37年度の予定となっています。次のことについて懇談願います。</p> <p>① 現在の活動センターと児童・老人福祉センターは、建物が別棟であり、日常の業務や行事を行う際に不便であるので、廊下等で接続するようにはしていただきたい。</p> <p>② 駐車場が狭いため、利用者同士でのトラブルや道路に駐車するなどの状況も見受けられるので、駐車場を広くしていただきたい。</p> <p>③ 加賀野児童・老人福祉・地区活動センターには、調理実習室がなく、長年にわたり設置の要望をしています。また、トイレを男女別にすることや洋式温水洗浄仕様のトイレ設置を要望します。</p>	<p>建て替え及び大規模改修を予定している3施設については、現時点では、将来的な合築館としての一体管理を想定しており、施設の管理のしやすさや財源確保のため、一体的な工事として実施するのが望ましいと考えております。</p> <p>基本構想の策定を進める中で、工事の進め方や施設の概要について、地域住民や施設利用者からの御意見や御要望を伺い、地域の皆様が利用しやすい施設の在り方を検討しながら、早期に工事に着手できるよう進めてまいります。</p> <p>① 連絡通路について</p> <p>現在、活動センターと児童・老人福祉センターは別棟となっており、利用者の利便性及び管理運営の視点からも、2棟を連絡通路等で接続できるよう検討を進めてまいります。</p> <p>② 駐車場について</p> <p>3館の工事に当たっては、敷地全体の有効活用を図るとともに、必要台数を確認しながら、駐車場の拡大ができるように検討を進めてまいります。</p> <p>③ 調理実習室・トイレについて</p> <p>活動センターの建て替えに当たっては、調理実習室を含め地域の拠点施設として地域の皆様が求める機能を確認しながら、施設の内容を検討してまいります。</p>	<p>市民部 市民協働推進課</p> <p>保健福祉部 長寿社会課</p> <p>子ども未来部 子ども青少年課</p>

令和元年度 加賀野地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月23日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
	<p>④ 現在利用している団体にとっては、活動センターを解体して建て替えるのか、それとも別の場所に建ててから解体するのが大きな関心事であります。工事の概要や時期について早めに利用団体にお知らせする必要があると考えます。</p> <p>⑤ 工事の進め方について、活動センターの建て替えと児童・老人福祉センターの大規模修繕を一体の工事として進める方法もあります。ただ、そうなるとスケジュールが後ろにずれていきますが、加賀野地区福祉推進会及び児童・老人福祉・地区活動センターの設立40周年が、令和5年に訪れます。それまでに完成するようお願いします。</p>	<p>また、児童・老人福祉センターのトイレは、現在、男女一緒になっており御不便をおかけしております。男女別とし、併せて洋式温水洗浄トイレにするよう検討してまいります。</p> <p>④ 活動センターの建て替え場所について 活動センターの建て替え場所については、それぞれの施設の利用状況や代替施設の確保を検討する必要があります。 活動センターだけではなく、児童・老人福祉センターやテニスコート、緑地を含めた全体的な工事期間を早めに示した上で、協議を行ってまいります。</p> <p>⑤ 工事のスケジュールについて 3施設を一体的に工事を進める場合であっても、令和5年までに全ての工事の完了は難しいと認識しております。 現時点では、活動センターの工事を優先することとして、令和5年の周年事業に間に合うよう、建て替えの場所や工事内容について、意見集約を図りながら進めてまいります。</p>	<p>保健福祉部 長寿社会課</p> <p>市民部 市民協働推進課</p>

令和元年度 加賀野地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月23日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
2	<p>児童公園敷地内の建築物について</p> <p>加賀野三丁目の加賀野児童公園敷地内に、一部公民館等の建設が可能な用地があると思われませんが、いかがですか。</p> <p>(大日町内会)</p>	<p>公民館等の建設については、公園内への建設は可能です。国土交通省通知により、地元自治会等が設置する公民館が都市公園の効用を全うすると認められる場合には公園施設として差し支えないとの判断が示されております。</p> <p>なお、建築面積等に制限があるため、加賀野児童公園の北側に隣接する市有地の活用を含め、公民館等の建設について引き続き大日町内会と相談してまいります。</p>	<p>都市整備部 公園みどり課</p>
3	<p>交通安全対策について</p> <p>歩行者の安全確保，車両等による事故防止のため，急カーブや信号機のない横断歩道，交差点にトリックアートをを用いた試みをしてはいかがでしょうか。</p> <p>(大日町内会)</p>	<p>御提案の「トリックアート」については、視覚効果によって、平面表示を立体的な障害物に見せかける「イメージランプ」を用いた交通安全対策のことと存じます。</p> <p>この路面表示は、市内の一部で実施していますが、設置費用が高額であり、維持管理費用の課題があると存じます。</p> <p>これまでも、路面表示による車両運転者への注意喚起は、ドットラインなどの設置により停止位置を分かりやすくする対策や、中央線が無い道路での交差部が明瞭になる交差点クロスマークの表示などを行っているところです。</p> <p>今後も、この対策を継続してまいります。このような路面表示を行っても、特に事故が頻繁に起こる場所については、御提案の路面表示について検討してまいります。</p> <p>横断歩道の設置など交通規制に関することは、岩手県公安委員会の所管事項となっております。御要望がありました。横断歩道のトリックアート化について、所轄の盛岡東</p>	<p>建設部 道路管理課</p> <p>市民部 くらしの安全課</p>

令和元年度 加賀野地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和元年7月23日(火)

No	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>警察署に伺ったところ、回答は次のとおりです。</p> <p>「都道府県公安委員会が設置する横断歩道などの交通規制標示は、標識標示令により仕様が定められていることから、横断歩道をトリックアートで表示することは困難です。警察としては、横断歩道における指導・取締をさらに強化し、歩行者の安全確保に努めてまいります。」</p> <p>トリックアートについては、海外で3D横断歩道を試験導入しているとの情報がありますが、現在、日本での導入は難しいものと存じております。</p> <p>県内の人対車両の交通事故の件数を見ますと、横断歩道や横断歩道付近の事故の割合が高くなっております。市としても、保育園や小・中学校、老人クラブの方々を対象とした交通安全教室を継続するとともに、注意喚起する看板の設置や黄色い横断旗の配備など横断歩道や交差点での交通事故を減少させる方策を各警察署や盛岡交通安全協会と連携し検討してまいります。</p>	